

## 令和5年度 第2回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】： 令和5年11月16日（木）午後3時～4時40分

【会 場】： 新潟市役所 本館3階 対策室2

【出席者】： 委員長 上村 都 （大学教授）  
委 員 今井 あかね （大学教授）  
委 員 梅澤 克博 （公認会計士）  
委 員 富山 栄子 （大学教授）  
委 員 松岡 立行 （弁護士）  
委 員 榎並 みほ （公募委員） （出席数：6名／委員数：6名）

【傍聴者】： なし

### 1. 定例会議 報告

#### (1) 令和5年度上半期（4月～9月）発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等の報告

（上村委員長）

委員長の上村でございます。委員の皆様のご協力により、円滑な会議の運営に努めたいと存じます。

これより、令和5年度第2回新潟市入札等評価委員会定例会議を開催します。次第の「1. 定例会議 報告」の「(1) 令和5年度上半期（4月～9月）発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等」について、事務局は報告をお願いします。

（事務局）

契約課長の加藤です。本日は皆様、大変お忙しい中ご参加いただき、ありがとうございます。皆様方のさまざまな視点から忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

早速ですが、「令和5年度上半期の発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等」について報告と説明をさせていただきます。

お手元の資料の1ページ、「発注工事総括表」をご覧ください。予定価格が250万円以下の工事を除く令和5年4月から9月までの半年間の発注工事の状況です。契約総件数が408件、当初契約額の合計は131億3,197万2,700円で、平均落札率は91.72%となっております。制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおりです。件数に

については、前年同期が 436 件であったのに対し、28 件の減となっています。平均落札率については、前年同期が 91.78%であったのに対し、0.06 ポイント低下しております。

次に 2 ページをご覧ください。発注件数及び落札率の推移をグラフ化したものです。前回お示したグラフに、令和 5 年度上半期のデータを追加しております。平成 17 年度以降下がり続けた平均落札率は、20 年度に最低制限価格を 2% 引上げて以降上昇し、26 年度に区役所発注案件について下限を 90% に引き上げて以降はほぼ横ばいの状態が続いております。入札改革の経緯については、前回ご説明したとおりです。

次に 3 ページ、「苦情処理」について、該当案件はありませんでした。

4 ページ、「指名停止」についてです。今年度上半期において指名停止となった案件は 4 件で、該当業者も 4 社でした。

1 社目の措置対象事業者は、「青木あすなろ建設 株式会社」です。岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、虚偽の資料での協議により過大な金額で変更契約を締結したとして、令和 5 年 3 月 17 日、関東地方整備局から建設業法違反による営業停止処分を受けました。このことが、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の第 2 条要領別表第 2 第 6 号（2）の建設業法違反行為に該当し、1 カ月の指名停止としました。

2 社目は「黒井建設 株式会社」です。本市発注の「主要地方道新潟中央環状線（一般国道 403 号側道）排水路工事」において、令和 5 年 6 月 14 日、作業員がバックホウとダンプトラックの間に左臀部を挟まれ骨折する工事関係者事故が発生しました。このことが指名停止等措置要領第 2 条要領別表第 1 第 7 号の「安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故」に該当し、2 週間の指名停止としました。

3 社目は「西武建設 株式会社」です。資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、また虚偽の申請で得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出したとして、令和 5 年 7 月 21 日、関東地方整備局から建設業法違反による監督処分を受けました。このことが指名停止等措置要領第 2 条要領別表第 2 第 6 号（2）の「建設業法違反行為」に該当し、1 カ月の指名停止としました。

4 社目は「株式会社 岩村組」です。新潟県新発田地域振興局が発注した「松浦地区区画整理第 33 次工事」の競争入札に関し、県職員から予定価格等の提供を受けたとして、令和 5 年 9 月 20 日、当該業者の顧問と常務取締役が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されました。指名停止等措置要領第 2 条要領別表第 2 第 5 号の「競売入札妨害又は談合」に該当し、6 カ月の指名停止としました。5 ページには、指名停止等措置要領の該当条項を参考までに掲載しております。

最後に、6 ページ、「談合情報対応状況」については、該当案件はありませんでした。

(上村委員長)

ありがとうございました。ただいまの報告について、ご質問等がありますでしょうか。

(松岡委員)

青木あすなろ建設の件ですが、虚偽の資料で協議して過大な金額で契約をしたのは、かなり悪質性が高いと思います。措置要領別表第2の6(2)ですと、本市以外なので1カ月以上9カ月以内に該当するかと思うのですが、この中の下限の1カ月にされた理由というのは、何か基準があるのでしょうか。国に準じているとか。

(事務局)

指名停止等措置基準については、いわゆる「中央公契連指名停止モデル」があり、本市もこのモデルに準じて条項や期間等を設定しております。多くの自治体がこのモデルに準拠しており、下限の期間を適用するケースが多いようです。青木あすなろ建設の件については、本市以外の契約ですので、経緯や詳細が本市ではなかなか分かりにくい部分もありますので、今回は一番短いものを適用しました。

(松岡委員)

分かりました。ありがとうございます。

(上村委員長)

ほかにご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

## **(2) 当番委員より抽出工事事案の説明**

(上村委員長)

続きまして、次第の「(2) 当番委員より抽出工事事案の説明」についてです。今回、審議する抽出工事事案については、当番委員の今井委員から事前に抽出していただいております。抽出事案と抽出理由について、今井委員からご説明をお願いします。

(今井委員)

7ページと8ページをご覧くださいと思います。全部で7件抽出しました。

抽出事案としては、7ページに記載されているとおりで、制限付一般競争入札では3件抽出しました。No.66の公建第39号、抽出理由としては、総合評価ではあるが、入札合計が10で落札率が96.21%というのは高すぎるのではないかとということで抽出いたしました。次に、No.98の建保第6号、入札合計が9で辞退が4、超過が4であり、残る1の落札率が97.98%と予定価格に非常に近いということで抽出しました。3件目はNo.223の施設第48号、入札合計10で無効が7、超過1の特定共同企業体の案件です。解体工事で契約金額が2億1,890万円

と高額であり、落札率が 95.79%と高いことと無効が多いことから抽出しました。

次に、指名競争入札の 3 件です。No.24 の西建第 21 号、入札合計が 10 で辞退が 7、超過が 2 であり、残る 1 の落札率が 100%であるということで抽出しました。次に、No.82 の下管第 39 号、入札合計が 13 で辞退が 7、無効 2、超過 1、棄権 1 であり、残る 2 の落札率が 98.02%と予定価格に非常に近いことと辞退が多いことから抽出しました。3 件目はNo.90 の建保第 12 号、入札合計 10 で辞退 6、超過 3 で、残る 1 の落札率が 99.78%と予定価格に非常に近いということで抽出しました。

随意契約のNo.10、建保第 9 号、契約金額が約 1 億 980 万円と高額で、かつ落札率が 100%であるということで抽出しました。

(上村委員長)

ありがとうございました。抽出事案については、事務局から一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順に説明していただきます。なお、質疑についてはある程度区切りながら行いたいと思います。それでは、一般競争入札の総合評価方式の事案について、事務局は説明をお願いします。

### (3) 抽出工事事案の審議

(事務局)

契約課課長補佐の小樋山です。よろしく申し上げます。

資料 9 ページをご覧ください。抽出事案①「公建第 39 号 秋葉消防署大規模改修工事」について説明します。

「発注方式」は制限付一般競争入札で、総合評価方式を適用し、「工事担当課」は公共建築課です。「予定価格」は 2 億 3,657 万円、「落札金額」は 2 億 2,760 万円でした。いずれも税抜き金額で、落札金額を予定価格で割返した「落札率」は 96.21%でした。「工事種別」は、建設業法で工事の内容別に定める土木一式、建築一式など 29 工種のうち該当工種を設定しており、本事案については建築一式となっております。

続いて 10 ページです。工事概要に関する資料です。本事案は、老朽化した秋葉消防署庁舎の屋上防水、外壁、建具、内部の改修を行うものです。鉄筋コンクリート造の 3 階建てで、延べ面積は約 2,360 ㎡です。主な改修内容としては、設備器具類の撤去後の床、壁の補修ですとか、屋外機器設置の基礎工事、ダクトやパイプシャフト等の点検及び扉の改修、既存配管や機器撤去後の穴埋め、仕上げ処理など、改修内容は多岐にわたっております。なお、本事案とは別に、電気工事及び管工事について付帯工事として別途発注しております。

前のページに戻りまして、中ほどの「競争参加資格の設定内容」について説明します。こちらは後ほど説明いたします個別の参加資格要件と、全工事に共通する一般事項を定めた一般競争入札共通公告の入札参加要件を適用しています。「資格を設定した経緯・理由」ですが、本工事の個別の資格要件については、副市長を委員長とする「新潟市請負工事等入札参加資格要件等審査委員会」に諮り定めております。「資格参加申請書の提出者数」、「辞退者数等」、「入札参加者数」についてです。「資格参加申請書の提出者数」は、電子入札における参加申請の申込みを行ったものの数で10者、「辞退者数等」は、申込み後に辞退等の手続きを行ったものの総数で2者となっております。「入札参加者数」はその辞退者数等を除いた参加者数8者で、超過の1者を除いた有効札の業者数は7者でした。「落札候補者の資格認定」については、本市では一般競争入札におけるすべての案件で、落札候補者に対して入札後に参加資格を審査しております。ページ末尾の「入札状況等の契約までの経過」は記載のとおりです。

続きまして、11ページの入札公告をご覧ください。上から、「案件番号」、「工事番号」、「工事名」、「工事場所」、「履行期限」、「発注部署」、「工事担当課」、「公表日」、「入札方式」、「工種」等が並んでおりまして、先ほど説明したとおりです。中段の「予定価格」は事後公表とし、落札候補者決定後に公開しております。「最低制限価格」は総合評価方式のため設けておりません。続いて、「申請申込締切日時」から「入開札予定日時」ですが、電子入札の手続きが可能な期間や開札時間等を記載しております。「前払金」は、契約締結後、施工業者から請求があった場合に、契約金額の4割以内を前払いする制度です。本工事では「する」としてあります。

「部分払」は、工期が2か年以上続く場合に、年度ごとの出来高に応じて支払うもので、本工事は単年度工事ということで「しない」としてあります。「入札保証金」は、新潟市競争入札参加資格者名簿に登録されている業者であるため、免除としてあります。「請負業者賠償責任保険」は要加入としてあります。

「単体又は特定共同企業体」の欄以下が、本工事の入札参加資格を記載した部分になります。「単体又は特定共同企業体」については、一定金額以上の工事では特定共同企業体の結成を資格要件としていますが、本工事では単体と設定しております。「格付又は評点」ですが、本市の競争入札に参加するためには2年に一度、入札参加資格申請を行っていただく必要があります。この申請に基づき、市で資格の認定と格付を行っております。本工事では、発注工種である「建築一式」に登録しているSまたはAランクの業者を対象としてあります。「営業拠点」についてですが、地方自治法施行令で地域要件を設定することが認められております。本工事では、市内に本社、本店を有する業者という要件を設けました。「実績要件」は、審査委員会に諮って定めた要件として、平成20年4月1日以降に竣工した延べ床面積1,000㎡以上の複数階非木造の新築、増築、改築の建築一式工事、または請負金額3,000万円以上の複数階非木

造建築物の改修工事のいずれかの実績があるものとしております。後者については、公共工事またはCORINS登録の公共発注機関等の工事に限ったものとしています。工事概要については先ほど説明したとおりです。

12 ページの「入札・契約結果」をご覧ください。先ほどもご説明した部分になりますが、事後公表とした予定価格は2億 3,657 万円、最低制限価格は総合評価方式のため設定しておりません。参加資格申請書の提出者は10者、辞退者が2者、有効札が超過の1者を除く7者で、技術点も含め総合評価した結果、「株式会社 田中組」が落札しました。落札金額は2億 2,760 万円です。総合評価の詳細については、技術管理課から説明いたします。

(事務局)

技術管理課長の明間です。よろしく申し上げます。

本事案は、総合評価方式の簡易な施工計画を求めない「特別簡易型」を採用しております。総合評価方式については、公共工事の品質確保を目的に価格競争だけではなく、工事の施工能力及び地域貢献度などを総合的に評価して、価格と技術力の両面から最も優れたものを落札者とする入札方式です。

13 ページをご覧ください。上の表が「総合評価方式による評価結果」です。当該案件においては、「入札参加者名」欄にある10者について総合評価を行っております。なお、「株式会社 加賀田組 新潟支店」及び「株式会社 水倉組」の2者は辞退しておりますので、総合評価の評価対象からも外れております。特別簡易型では、価格評価点Aの80点と技術評価点Bの20点を合計した、100点満点で入札参加者を評価しております。

次に14 ページをご覧ください。「総合評価方式に関する評価調書」です。真ん中の表には、「総合評価の配点及び評価項目」を記載しております。技術評価点はこれらの評価項目の評価点の合計になります。最後に、一番下の表をご覧ください。こちらが総合評価結果です。この表には、「入札価格」、「予定価格以下で調査基準価格以上の価格」及び入札価格に基づく「価格評価点A」と「技術評価点B」、AとBを合計した「総合評価点」が記載されております。価格評価点は入札価格2億 2,690 万円の「株式会社 不二工務店」が80点で1位、入札価格2億 2,760 万円の「株式会社 田中組」が79.754点で2位となっております。一方、技術評価点については、「工事の施工能力」と「地域貢献度」及び「客観的な優良性」の観点で評価しております。地域貢献度では、災害時活動協力、高齢者雇用、ボランティア活動を評価し、客観的な優良性では、ISO9001認証を評価しております。技術評価点は「株式会社 田中組」が19.800点で1位、「株式会社 不二工務店」は11.841点で7位でした。最終的な総合評価点の合計では、「株式会社 田中組」が99.554点で1位、「株式会社 不二工務店」が91.841点で2位となりました。

以上の経緯を踏まえ、総合評価点欄の順位の記載のとおり、「株式会社 田中組」が100点満点中99.554点と、最も高い得点を獲得し落札候補者となっております。結果的に、価格面で1位と2位が最終的に逆転したことで、落札率も96.21%と少し高くなった形です。さらに、今回、建築工事ということもあり、建築工事は土木工事と違い参考見積もりによって算出している要素が多くあります。本事案では、本改修工事は消防署の車庫のオーバースライダーなどを含む建具工事が直接工事費の中でも半分を占め、参考見積もりによる算出も多かったことに加え、消防署の3交代用の防火衣回転ロッカーなど、消防署ならではの特殊な部材が工事費に入っております。建築工事では見積単価を公告時に公表しておらず、積算する業者によって積算額のベースとなる見積もりの代理店、メーカーが異なることから、業者ごとの入札金額が予定価格と比較して、79%から114%とばらつきが生じたと予想しております。

(上村委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問等がありますでしょうか。

(富山委員)

価格評価点Aと技術評価点Bの比率は、何対何になっているのですか。

(事務局)

今回の事案は特別簡易型ですので、価格評価点Aが100点満点中80点、技術評価点Bが20点で、8対2となっております。

(松岡委員)

価格評価点のつけ方がよく分からないのですが、安い金額だと価格評価が高くなるというわけではないのですね。

(事務局)

14ページの表のとおり、「秋葉建設興業 株式会社」から「株式会社 皆川組」まで入札価格を記載しております。また、表の右上に予定価格と調査基準価格を記載しております。調査基準価格については、一般競争でいう最低制限価格とみなしてください。価格評価点の中では、調査基準価格を下回らずに予定価格を上回らない価格が有効とされます。よって、「秋葉建設興業 株式会社」が1億8,720万円となっておりますが、見た目上は79%で一番安いと1位と思われそうですが、調査基準価格よりも下回っているために評価が低く7位となっております。調査基準価格を下回らずに予定価格を下回っている最低価格が、「株式会社 不二工務店」の2億2,690万円となっておりますので、価格評価点が1位という結果となっております。

調査基準価格や最低制限価格を下回りますと、適切な工事ができなかつたり、労働者に賃金が行き渡らなかつたりするのではないかとということで、より評価が低くなるという仕組みになっていて、下回れば下回るほど点数が悪くなるという計算式、上回るより下回るほうが悪いと

いう計算式になっています。

調査基準価格に近いのが「興洋管建 株式会社」が2億1,800万円です。最も近いですが、調査基準価格を下回っているものですから、算定した結果、価格評価点は71.271点で3位という結果になっております。

(松岡委員)

調査基準価格を下回ったら低いという趣旨は分かりましたが、上回った場合の比較はどうするのですか。予定価格以下で調査価格基準以上の場合の順位付けの基準はどうなるのでしょうか。

(事務局)

調査基準価格を下回らずに予定価格より下の中で、最も安い価格が有利となります。

(松岡委員)

分かりました。ありがとうございます。

(事務局)

総合評価方式にはよくあることですが、入札金額が高い業者でも技術力が高い業者は、そこで評価が逆転するという現象が起きるのが総合評価の制度です。

(梅澤委員)

価格評価において、「株式会社 不二工務店」の入札額を一番高く評価していますが、業者がどうやって入札額を算出したのかは調査されたりすることはあるのですか。というのも、全体を見ると、技術評価では7位で、企業の能力や工事成績、同種の工事の成績などが少し低めな企業ですので、消防署工事の実績はあまりないのかなと。また、先ほどのご説明のとおり、オーバースライダーや服装を回転させる仕組みなど、消防署独自で普通の工事とは異なると思いますが、そういった特殊性をかんがみて、経験が低く特殊な工事をするのに、ちょうどいい価格を提示できる要因について不思議に思いました。そういったことは調査されたりするのでしょうか。

(事務局)

詳細な調査をしたことはありませんが、土木工事は発注時に、積算単価及び見積価格を公表しております。ゆえに、開札すると同額くじ引きとなるケースが多いですが、建築工事については、積算単価も見積価格も公表しておりません。今回の事案では、仮設工事や防水工事、建具工事など、さまざまな要素の工事があります。消防署の特殊なこれらの要素などについて、各々の付き合いのある代理店やメーカーに見積もりを依頼し、自社の積算部署が計算した結果、入札金額にばらつきが出てしまうのは、仕方のないことだと思います。どこが正しいということはありませんが、今回は「株式会社 不二工務店」の積算が市の積算に近かったという

結果だったと思われます。あとは、工事の施工能力については、2,000 m<sup>2</sup>近い鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建物の大規模改修工事の経験があるかないかで、ポイントに差も出てきます。

(梅澤委員)

分かりました。ありがとうございます。

(上村委員長)

ほかによろしいでしょうか。

それでは、残りの一般競争入札2件について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

北区地域総務課課長補佐の近藤です。よろしくをお願いします。

抽出事案②「建保第6号 早通北保育園調理室改修工事」についてご説明いたします。15ページをご覧ください。

入札方式は制限付一般競争入札、工事担当課は建築保全課です。予定価格は税抜き1,041万円に対し、落札金額1,020万円で、落札率は97.98%でした。工事種別は建築一式です。本工事は早通北保育園調理室の老朽化に伴い、環境改善を図るため内部改修を行ったものです。

本入札の参加資格要件は17ページの入札公告のとおりで、新潟市契約規則等に基づき参加資格要件等を設定しております。実績については、請負金額500万円以上の非木造建築物の改修工事、または延べ床面積300m<sup>2</sup>以上の非木造建築の新築、増築もしくは改築の建築一式工事を求めています。入札参加申請が9者あり、そのうち4者が辞退し、5者応札のうち4者が予定価格を超過、1者から有効の応札がありました。

落札率が高くなった理由ですが、建築工事ということで参考見積もりを基にした算出も多く、業者ごとの入札金額にばらつきが生じたものと推察しております。また、辞退の理由としては、他の工事を受注したことにより技術者の確保ができなくなったとのことでした。

(事務局)

続きまして、19ページをご覧ください。抽出事案③「施設第48号 鳥屋野ひまわりクラブ第1・第2、旧鳥屋野小学校プール等解体工事」について説明します。

発注方式は制限付一般競争入札で、工事担当課は教育委員会の施設課です。予定価格が2億775万円、落札金額が1億9,900万円でした。いずれも税抜きの金額で、落札率は95.79%でした。工事種別は解体です。

工事概要については20ページに記載のとおりです。跡地利用に向けて、旧鳥屋野小学校の敷地内に残存しているひまわりクラブや屋外プール、防球ネット、遊具、旧校舎、旧体育館の杭を解体する工事の内容となっております。資格を設定した経緯・理由については、入札参加資格要件等審査委員会に諮って決定しております。資格参加申請書の提出者数は記載のとおり

です。

21 ページの入札公告をご覧ください。予定価格は事後公表とし、最低制限価格は設けてしております。下段の入札参加資格の要件について説明します。本事案は単体での参加は認めず、3者での特定共同企業体、いわゆるJVの結成を要件としております。新潟市の競争入札では参加要件を原則単体としていますが、工種ごとに一定金額以上の高額案件については、施工能力を確保するために、特定共同企業体を要件とすることがあります。特定共同企業体とは、複数の建設業者が一つの建設工事を共同で施工、受注することを目的に形成する事業組織体「JV」のことを指します。本事案では、構成員の最小出資比率が20%以上の3JVの結成を要件としております。

特定建設業については、JVの代表者は特定建設業の許可が必要ですが、構成員については特定建設業許可を得ていなくても構わないとしております。営業拠点については、代表者、構成員いずれも市内に本社を有する業者としております。実績要件については、代表者は、平成20年4月1日以降に竣工した請負金額1,000万円以上の非木造建築物の解体工事の元請実績があることを求めており、構成員については実績を問いません。配置技術者については、代表者は、解体工事施工技士の資格を有する監理技術者または主任技術者を専任で配置する必要があるとしました。

22 ページ、入札・契約結果をご覧ください。先ほど説明しましたとおり、事後公表とした予定価格は2億775万円、最低制限価格が1億9,180万でした。入札参加申請書の提出者は10者おりました。最低制限価格未達の無効7者、予定価格超えの超過1者を除いた有効札は2者で、「田中・大橋・カタプロ 特定共同企業体」が落札者となりました。落札金額は1億9,900万円でした。無効が多く、落札率が高かった要因ですが、解体工事は単一専門工事であるため、積算基準というのが定まっておらず、解体の専門業者複数者から参考見積もりを基に予定価格を設定しております。この場合、自社の処分場の有無ですとか、解体機材の手配あるいは人員の確保など、業者によって自社で手配、確保ができるところは工事価格を安く見積もることになりますし、機材をリースしたり人員が不足したりする場合には工事価格を高く見積もることになりますので、結局、業者ごとに入札金額にはどうしてもばらつきが生じてくるものだと推察しているところです。

(上村委員長)

ありがとうございました。ただいまの2件の説明について、ご質問等がありますでしょうか。

(松岡委員)

特定共同企業体の場合の業務分担の規則みたいなものはあるのでしょうか。例えば、3者JVの出資比率は満たしているが、そのうち2者しか技術者を出しておらず、1者は名前だけと

いったことはあり得るのですか。それとも、パーセンテージによる業務分配とか業務担当をやらなければいけないといった規則はあるのでしょうか。

(事務局)

資格審査時に、受注業者がJVを組んだ際の協定書を提出してもらい、構成員の出資比率を確認しています。それを踏まえて、私どもで指定しているJVは共同施工方式、みんなが同じ工事を一緒にやるという方式ですので、各々の会社から必ず技術者を出してもらい、資格審査も行います。構成員ごとに技術者を出してもらい、各々の出資比率に応じて一緒に施工してくださいというやり方となっています。

(松岡委員)

技術者の重複による無駄はないのですか。例えば、ある会社は別案件を受注しているため技術者不足により配置できないが、ほかの共同企業体の技術者が2名いるから十分回せるとか、そういう弾力的な枠組みがあってもいいのではと素人的に思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおり、現状、技術者が不足しているということは報道等でも聞きますが、JV結成を求めるということは、ある程度の規模の金額の工事ですので、見かけだけの共同企業体にならないように、各構成員からは出資比率に応じた技術者の配置や費用負担、収益配分など責任をもってやってくださいということになっています。

(梅澤委員)

2件目の解体工事に関して、予定価格は先ほどご説明だと複数者の見積もりをとって設定されるということですが、複数者としたときの見積もりの妥当性はどのように判断されているのかなど。

(事務局)

1者からだけだと、極端に高すぎる、低すぎるということが考えられますので、3者以上から見積もりをとることとしています。基本的には、3者とったうちの一番安い価格を予定価格のベースにいたします。ただ、3者とったうち、例えばですが、1者目100万、2者目90万、でも3者目が20万円といったケースがあった場合、3者目の20万円という価格は異常値なのではないかということが考えられますので、そういった場合については、機械的に一番低い数字をとるのではなくて、例えば3者の平均をとるとか、別業者へ再度見積もりを徴取するなど、適切な予定価格になるように我々も配慮しているところです。

(梅澤委員)

積算時の見積徴取による設定方法については問題なかったのかもしれませんが、入札結果を見ると、1億7,000万円台の業者さんが多いように感じます。積算時と入札時で、何らかの要

因で価格が下がってしまうこともあるのでしょうか。

(事務局)

見積もりをとる際は、単体の会社に依頼します。どの業者同士がJVを結成するのかは、積算時には分からないため、見積もりの段階では単体の会社からとらざるを得ません。これは推測になりますが、これだけ大きい工事ですので、リース機材の手配が自社でできるところ、できないところ、できなければ当然外に頼む形で見積もりを作りますので、必然的にその部分が足かせといたしますか、デッドウエイトとなって、見積価格は高くなってしまふのかなと。ただ実際にJVを組むと、組み合わせが非常によかったりすると、それぞれの得意分野で外に出さずに済み安く仕上げられますといったように、3者が合体して出した札は安価なものになってくるといったケースは実際にあるのだらうと思います。ですが、先ほど言った予定価格はどうしても単体業者からの見積もりをベースに作るものですから、JVの構成員数が増えれば増えるほど乖離が生まれてしまい、結果、企業努力でうまく持ち味を生かし、3者で役割分担して安くなった札が最低制限価格を下回ってしまい無効になってしまうケースというのは、制度上、ある程度致し方ないのかなと思っております。これらの課題解決に向け、我々も研究していきたいとは考えておりますが、このような事情が裏にはあるのではないかと推測しているところです。

(松岡委員)

今の点についてですが、1億7,000万円台が何者も出ているということは、客観的に妥当性もあって施工内容が悪い可能性も低い場合、最低制限価格をクリアできずにこれだけの業者が無効になってしまって、結局は2,000万円くらい高い金額で発注せざるを得ない事態になると、やはり税金無駄づかいの可能性もあるのかなと思います。例えば、一般的傾向として、そういう単体見積もりをとった後に、JV案件で最低制限価格を設定する際は、JVのコスト削減率とかをある程度データ化して、最低制限価格を例えば10%など、もう少し通常の単体ベースよりも引き下げるとか、そういった工夫を検討されてもいいのかなという感じはしました。

(事務局)

解体工事自体は、案件として事例はそれほど数がないのですが、こういったことが続くようであれば、何かもっといい方法を研究し続けていきたいと思っております。

(今井委員)

1件目の事案について、辞退4、超過4、残った1が落札ということですが、設定の価格が安すぎたということはないのですか。

(事務局)

今回、辞退が4、超過が4という結果でしたが、予定価格の設定については、複数の業者から参考見積もりを取って、それをもとに積算しておりますので、そこで適切に予定価格に反映させて競争性を保っていると考えています。

(今井委員)

あまりにぴったりだったので、辞退が4、超過が4で、残る1者に決まりましたという感じだったので、少し違和感がありました。

(事務局)

業者が辞退する場合には、辞退届にて辞退理由について記載してもらうこととなっております。昨今、技術者不足、人手不足ということですが、今回の事案でも他の工事を受注したことにより技術者の確保ができなくなったとのことでした。超過についても、急激な物価高騰が影響していると考えられます。特に部材の価格が高騰の影響が大きいようで、積算時、市が見積もりを依頼した時点ではこれくらいでいけたけれども、業者が応札にあたっての見積もりをした際、物価高騰により市の予想以上に価格が上積みされていたということもあるようです。こういったことも、超過の原因なのではないかと推測しております。

(上村委員長)

目安で結構ですが、見積もりというのは、大体、どのくらい前にとるものなのでしょうか。

(事務局)

開札から逆算すると、入札、公告、審査会、積算、見積依頼といったように、業者へ見積もりを依頼し、それに基づいて積算し、参加業者が入札するまで、どうしてもタイムラグが生じてしまいます。公告から開札までに1カ月近くかかりますし、規模や金額が大きい工事であれば、3、4カ月以上前に見積もりをとって積算し、入札を行うといった場合もあるかと思われます。

(富山委員)

先ほどの松岡委員と同じ意見なのですが、やはり税金的に2,000万円も違ってきますし、予定価格は単体業者の見積もりに基づき設定するのに対し、入札時は3JVで、JV結成による企業努力により価格を下げれば下げるほど落札できないというのは、おかしいシステムだと思います。今後こういった事案が出てくるかどうかに関わらず、この1件だけでも十分な事例だと思いますので、企業努力がきちんと報われるような仕組みを作り、市側の税金も無駄にならないことを望みます。

(事務局)

先ほどの説明も我々の推測の部分もありますので、折りにつけ事業者へヒアリング等の情報収集を行い、こちらの予想通りだということであれば、必要に応じて手を打たなければなら

いと思いますので、勉強を続けていきたいと考えております。

ただし、最低制限価格というのは、ダンピングを防止するために必要な制度でして、手抜き工事であったり、労働環境や安全対策がおざなりにされてしまったりすると困るという部分もありますので、最低制限価格の設定は制度上必要だということは、ご理解いただきたいと思えます。

(上村委員長)

よろしいでしょうか。

続いて、指名競争入札1件について、事務局は説明をお願いします。

(事務局)

西区総務課です。23ページをご覧ください。抽出事案④「西建第21号 西4-169号線側溝改良工事」についてです。

発注方式は指名競争入札で、工事担当課は西区建設課です。予定価格643万円に対し、落札価格643万円で、落札率は100%でした。工事種別等は記載のとおりです。

24ページをお開きください。工事概要についてです。本工事は、地域や地元の要望を踏まえ、既設のU字側溝を日常の管理が容易なL字側溝に改良するというものです。

25ページ、入札情報については記載のとおりです。

26ページをお開きください。入札・契約結果詳細についてです。下の表に記載の10者を指名し、7者が辞退、2者が超過となり、残る1者が予定価格と同額で落札しました。辞退業者の辞退届を確認しますと、一部、辞退理由が不明な業者もいましたが、他に工事を受注したため技術者の確保ができなかったことなどを理由に挙げておりました。

また、超過した2者について、業者の設計内訳書を確認したところ、複数か所で市の設計単価よりも高い単価を採用している箇所がありました。条件等を誤ったのか、それとも本当にその金額でないと実施できないということなのかは不明でした。

続いて、入札額が予定価格と同額で、落札率が100%となった経緯についてです。前提として、土木工事は積算基準や設計単価が公表されており、予定価格を算出しやすいという状況にあります。こうした中で、受注意欲の高い事業者であれば、自社で算出した予定価格よりも低い価格で金額を入札することが想定されますが、予定価格と同額で入札された状況からは、受注意欲はそこまで高くはなかったのではないかと思います。落札するのであれば、より高い金額で受注したいという動機が働いたのではないかと推測されます。

また、予定価格を下回る業者がいなかったこと、辞退業者が多かったことの原因として、住宅街の工事で住民との調整が必要なために敬遠されたのではないか、あるいは人手不足があったのではないかといった理由が推察されます。設計を担当した西区建設課によると、指名業者

の中には、建設課の工事で、道路修繕や防草対策などの規模の小さい工事を多く請け負っている事業者もいたことから、人手不足感が強まっていたのではないかということでした。

西区総務課が上半期に発注した指名競争入札のうち、同じく落札率 100%だった工事がもう 1 件ありましたので、こちらについても補足して説明します。

別冊資料 2「発注方式別工事一覧表」の 17 ページをご覧ください。No.159 の西建第 15 号「西南 4－158 号線舗装新設工事」についてです。地元要望を踏まえて、道路舗装を新設するものです。こちらは 10 者指名し、辞退が 4、入札書不着による棄権が 3、超過が 2 で残る 1 者が予定価格と同額での落札でした。

参考でもう 1 件、No.161 の西建第 29 号「西南 4－174 号線舗装新設工事」についてです。こちらは今ほどご説明した 159 号と地理的条件や金額もほぼ同様の工事の入札でしたが、こちらは落札率 90.25%となっております。このことから、同じような条件の工事であっても、指名した各事業者の人手の都合や他の工事の受注状況など、入札のタイミングによって、辞退や棄権、落札率は変動するものと思われま

(上村委員長)

ただいまの説明について、ご質問はありますでしょうか。

(富山委員)

辞退理由を書かない企業がいるということで、おそらくこういう理由でしょうというお話が多いように感じます。理由の見える化が必要だと思いますので、辞退理由は必ず書くように徹底していくと、ほかの工事を受注したことによる人手不足なのか、別の理由があるのかが分かりますし、市としても今後きちんと把握したほうがいいのではという意見です。

(事務局)

辞退をする場合、多くの業者は電子入札システムを通じてきちんと辞退届を出してもらい、そこに辞退理由をプルダウンから選択していただくか、あるいは自身でその理由を書いています。業者によっては、理由が空欄であったり、そもそも辞退届を出さない方もいるので、なおも徹底するようにお願いをしていきたいと思

(上村委員長)

ほかにかがでしょうか。よろしいでしょうか。詳細なご説明ありがとうございました。

続いて、残りの指名競争入札 2 件について、事務局は説明をお願いします。

(事務局)

東区総務課長の 大竹 です。よろしくお

それでは、27 ページ、抽出事案⑤「下管第 39 号 下山ポンプ場 S V C 受電盤整備工事」について説明します。

工事種別は電気、入札方式は指名競争入札、工事担当課は下水道管理センターです。予定価格は税抜きで454万円、落札価格は445万円で、落札率は98.02%でした。

28 ページをご覧ください。工事概要ですが、ポンプ場において、雨水排水に使用する電動ポンプの始動・運転・停止時に発生する電圧変動を抑制する目的で、下山ポンプ場に設置されているSVC・静止形無効電力補償装置の受電盤を整備するものです。

指名業者については、工事担当課より提出のあった「工事業者選定に関する依頼書」において、特殊な技術や経験を有する工事で、下水道の施設システムを理解していることを選定条件としていたため、これを参考とし、過去の指名実績等を基に電気の工種登録のある13者を指名しました。参加申請の時点で13者中4者の辞退の申し出があり、また開札時には、3者が辞退、1者が辞退届不着による棄権となりました。結果、応札は5者となり、このうち2者が無効、1者が超過、残る2者が同額で有効な入札であったため、くじにより決定となりました。

辞退者が多くなった理由として、電気の工種で登録のある業者のうち下水道用施設での工事に対応可能な業者は限られるため、入札参加資格者名簿の電気の工種で登録のある業者を指名したとしても対応が困難な業者が含まれること、また、対象設備であるSVCが非常に専門性の高い設備であるため対応可能な業者が限られることが理由として考えられ、結果、辞退者が多くなったものと推測されます。

また、落札率が高い理由としては、SVCが特殊な設備であるため施工が難しく、施設や外部への影響の大きさから業者側のリスクが伴うこともあり、比較的高い落札率になったものと推測されます。

(事務局)

北区地域総務課です。抽出事案⑥「建保第12号 早通北保育園調理室改修機械設備工事」について説明します。31 ページをご覧ください。

入札方式は指名競争入札で、工事担当課は建築保全課です。予定価格税抜き899万円に対して、落札金額897万円で、落札率は99.78%でした。工事種別は管です。

本工事は、早通北保育園調理室の老朽化に伴い環境改善を図るため、冷暖房設備、衛生器具設備、厨房機械設備等の再取り付け及び更新を行うものです。

入札については、指名競争入札で指名業者数は10者でした。6者が辞退し、3者が予定価格を超過しました。

落札率が高くなった理由については、直接工事費において参考見積もりを基に積算した部分もあり、業者ごとの入札金額にばらつきが生じたものと推察されます。また、辞退の理由としては、他の工事を受注したことにより技術者の確保ができなくなったとのことでした。

(上村委員長)

ただいまの2件の説明について、ご質問等はありませんでしょうか。

(今井委員)

だいぶ前から見積もりをとって算出されていると思うのですが、事後公表の予定価格について、見直したりもう少し改善したりということはできないのでしょうか。入札額が超過したり安すぎたりしていますが、予定価格がもう少し高ければ、ないしは低ければ、有効札となり競争性が働いたのではないかという気がしまして。

また、1件目についてですが、特殊な工事であるために辞退される会社が多いということでしたが、今回のような場合、どのようにして指名しているのかなど。技術力でもっと対象業者を絞ったりすることは可能なのでしょうか。特殊な工事を理由に、たくさん指名して無理やり競争させるのは、いかがなものかなと感じました。

(事務局)

2点目の質問ですが、指名にあたっては、過去実績などを精査した上で指名業者を選定していますので、基本的には応じていただける可能性が高い印象はあります。

ただし、今回の案件では、一般の電気工事と下水道用施設の工事とで、対応できる業者が全然違うようなので、受注が可能かどうかはやはり実際に入札をかけてみないと分からない部分もあります。東区が発注する下水道用施設の電気工事については、そもそも対応できる業者が東区自体にあまりいないようですし、隣接区とか、新潟市内全部でやっても、なかなか辞退者が多いという実情があります。

(今井委員)

以前はできても、技術などがどんどん流出してできなくなる場合もあるかと思しますので、意見として、企業に対してリサーチなどをする必要があるのではないかと思います。

(富山委員)

今井委員の意見につけ足しになるのですが、理由は推察されますということで、辞退の理由を完全に把握しておられないので、次どうしたらいいのかという対応のためにも、きちんと理由を提出してもらったほうが良いと思います。

2件目の案件における「星野電気 株式会社」が棄権とのことですが、これは郵便の配達が遅くて間に合わなかったということですか。

(事務局)

札入れは郵便ではなく電子入札システムで行います。電子での入札も辞退札の提出もなかったということです。

(富山委員)

電子であれば早いのでいいと思いますが、参加申請をしておいて辞退をするなら、少なくとも

も辞退届を出すのが礼儀だと思います。電子であれば提出も簡易であるにもかかわらず、辞退を申し出ないで棄権するというのは、ビジネス上あまりよろしくないと思いますが、何かペナルティや次の入札資格への影響とか、そういうものはないのですか。

(事務局)

指名競争入札については、私どもが業者を選定して入札を行います。指名競争は一般競争に比べ参加申請期間が短いため、とりあえず参加申請だけしておいて、後ほど設計図書を確認して入札日までに積算をしようという業者が多いと思われま。積算をする中で、ちょっと割に合わないからやめようとか、別の工事を受注し技術者が配置できないからやめようとか、さまざまな事情が生じて、一旦、意思表示としては参加の意を示したが、最終的に札入れ行動には至らなかったということが推測されます。私どもが業者にお願いして、指名をさせてもらっているのに、辞退、棄権をする業者へのペナルティというのは、現状考えておりません。

指名競争に関わらず一般競争入札でも同様のことが言えますが、できるだけ多くの人に参加していただいたほうが競争原理が働いて、市としてもプラスになります。また、業界団体の方からも、受注機会をできるだけ多く与えてほしいということも言われております。棄権は我々も困惑しますし、あまり格好がいいものではないと思いますが、そういったことから、ペナルティを設けるといふところは、今のところ考えておりません。

(今井委員)

最初の質問の予定価格の見直しというのは、どのくらいのスパンでやるのですか。

(事務局)

予定価格の見直しについては、案件が成立せず、改めて入札を実施する場合は、成立しなかった理由などを工事担当課で精査して、設計を見直すことはあります。ただ今回の案件については、今井委員のご指摘のとおり、辞退や超過が多かったですが、入札は成立しておりますので、予定価格を見直すということはありません。

(今井委員)

分かりました。ありがとうございます。

(上村委員長)

ほかはいかがでしょうか。

2件目の案件ですが、機械設備工事の入札額の積算は難しいものなのではないでしょうか。といいますと、4者だけではありますが、やはり入札金額に少しばらつきがあるような印象を持ちますし、入札した業者がわりと精度のいい価格設定をしているようにも見えにくいので。積算価格が公表されているとか、そういった事情があるのであれば教えていただければと思います。

(事務局)

営繕工事ですので、積算単価などについては公表しておりません。超過の要因としては、我々の推測となってしまうのですが、例えば、工事機材を自社保有ではなくて、リースで手配するとか、人員不足みたいなところから工事価格が高くなったもの捉えており、こういった業者ごとの事情によって、結果として価格のばらつきが出たのかなと受け止めています。

抽出事案①と近い部分がありまして、消防局ほど特殊な機械ではないのですが、調理室ですので、やはり積算の中で結構いい割合で機器費が占められています。調理器具の部分は、やはり一般的な積算とは異なり、業者とお付き合いのあるメーカーとの関係性などが値段に反映され、差が出てくる部分となります。この案件についても、金額的なばらつきが出るというのは、そういった理由である程度致し方ない部分があるのかなと思っております。

(上村委員長)

ありがとうございます。もう一点だけすみません。予定価格は参考見積もりか何かをとって決めたということでしょうか。

(事務局)

はい。積算基準と参考見積もりを基に予定価格を算出しています。

(上村委員長)

ちなみに、指名競争入札における参考見積もり徴取業者ですが、指名をしない業者から参考見積もりをとるのでしょうか。

(事務局)

ルール化されているわけではないですが、参考見積もりをとった業者については、基本的には指名の際にもお呼びするのが一般的です。見積書を作成するのも、やはりそれなりの手間や労力が掛かるわけですから、それこそ礼儀として、参考見積もりに協力していただいた以上、うちのほうとしても参加してほしいということで、基本的には入札の際もお呼びしています。

(上村委員長)

いくつか見積もりをとっている中で、自分のところの価格が採用されたかどうかは、業者は分からない状況なのですね。といいますと、参考価格を出したところが指名されると、予定価格を見積もりやすくなるのではないかということのを少し懸念しまして。

(事務局)

先の案件で説明したとおり、参考見積もりは複数者に見積もりを依頼します。その中から、異常値でなければ一番安い価格を採用するということになっていますので、自社が出した見積もりが最低値なのかどうかは、業者でも当然分からない部分となりますので、大きい問題になってくることはないと思っております。

(上村委員長)

ありがとうございました。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、随意契約1件について、事務局は説明をお願いします。

(事務局)

契約課の小樋山です。35 ページをご覧ください。抽出事案⑦「建保第9号 秋葉区役所エレベーター改修工事」について説明いたします。

予定価格は9,980万円、落札金額も9,980万円で同額でした。いずれも税抜きの価格で、落札率は100%でした。工事種別は機械器具設置で、工事概要は記載のとおりです。13人乗りのエレベーター2台、15人乗りのエレベーター1台、計3台の改修工事となっております。

36 ページには、今回の工事にかかる概要を記載しております。

前のページに戻りますが、選定した相手方は「三菱電機ビルソリューションズ 株式会社 関越支社」です。随意契約の理由としては、既存エレベーターの経年劣化に伴う保守部品の更新や、現行法規への適合のための部分リニューアル改修についてなのですが、エレベーターは製造業者の独自仕様で造られているものになります。機器の更新や改修時においては、製造業者の仕様でなければ適切な管理が困難で、今後の安全性の確保に支障が生じる恐れがあるということから、本工事において既存エレベーターの製造業者である「三菱電機ビルソリューションズ 株式会社」と契約を締結する必要があり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当することから、一者随意契約を締結しました。

見積状況等の契約までの経過についてですが、令和5年5月11日に見積もり合わせを実施し、予定価格内での見積書の提出があったため、5月22日に契約しました。

37 ページは入札情報の詳細です。先ほどの説明と重複するため割愛します。

38 ページ、入札・契約結果です。見積もり合わせの結果、9,980万円で落札し、落札率は100%となっております。

落札率が高くなった理由ですが、随意契約ですので予定価格の設定にあたり、契約する当該業者から参考見積もりを聴取することになります。こちらを基に積算して見積もり合わせを行い、業者が提出した札が予定価格と同額であったため、結果として落札率が100%となっております。

(上村委員長)

ただいまの説明について、ご質問等はありませんでしょうか。

(松岡委員)

今回は三菱電機ビルソリューションズということですが、同じような仕様のエレベーターの同様な修繕について他社製品の見積価格を聴取・分析して、メーカー間の相違等を検証すると

か、例えば、三菱系はほかのものよりも高いから、初期設定でメーカー選定するときに、それを反映させて維持費が少ないほうを選定するとか、そういった検討・検証というのはされているのでしょうか。

(事務局)

そういった導入から改修といった全般にわたるようなシミュレーションは、工事担当課のほうでやっているのかもしれませんが、私の知る限りでは残念ながらできていないのではないかと思います。

ただし、今回の入札額や参考見積額が妥当かについての検証は、しっかりやっていると聞いております。こういう積算でこういう見積もりになったという詳細が、相手方から提示されますので、その妥当性について、部材費や作業代などを専門分野の刊行物と比較します。あとは同じメーカーの過去の類似案件の契約実績などとも比べ、乖離しすぎていないかといったところもしっかりチェックしていると聞いております。物価上昇率については、昨今、物価も人件費も上昇傾向ですが、そういった数年の物価上昇率に適合したもののかなども検証した上で、問題ないと判断し契約に至ったという状況です。

(富山委員)

エレベーターは一度入れると、どのくらい使えるのですか。

(事務局)

メーカーや製品にもよりますが、耐用年数は20年程度と聞いております。今回、入れ替えるエレベーターは、秋葉区役所を建てたときに入れたエレベーターになりますので、おおむね35年経過していると。不具合も出てきていて、この35年の間に法改正もあり、現行の法令に合致していない状態でしたので、いよいよ入れ替えが必要だということで、今回改修を行いました。

(富山委員)

市内の公共施設では、三菱電機のエレベーターを使っているのですか。

(事務局)

ばらばらです。現在、市役所本庁舎でも同様の工事をやっておりますが、あそこは日本オーチスです。エレベーター工事ができるのは、国内で東芝、三菱、日立、フジテック、日本オーチスの5社だけです。私の知る限りでは、結構ばらついていたと思われま。エレベーター単体で契約するのは、こういった改修案件だけのときになります。建物を建設する際には、建築も含めて一式で発注しますので、どのメーカーのエレベーターが導入されるのかは、市側も全く未知数ですので、結果としてばらけている形です。

(上村委員長)

ほかにかがででしょうか。ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上で、抽出事案の審議はすべて終了しました。本日の委員会において、全体に関する質問や市の入札契約制度について、ご意見などありますでしょうか。もうすでに審議の中でもご意見、多々お出しいただいたところかと思いますが、改めてここでご意見などありましたら願います。よろしいでしょうか。審議の中でいくつか意見が出ましたので、事務局へは今後の参考とするようお願い申し上げます。

それでは、最後に次第の「2. その他」について、事務局は説明をお願いします。

## **2. その他**

(事務局)

ご審議どうもありがとうございました。貴重なご意見は今後の参考にさせていただきます。連絡事項が2点あります。

1点目、次回の定例会議は、令和6年7月上・中旬の開催を予定しております。時期が来ましたら、事務局のほうから日程調整のご連絡をいたしますので、ご対応のほどよろしくお願いします。

2点目、次回の当番委員についてです。工事事案を抽出していただく当番委員については、前回承諾いただいたとおり、令和6年度第1回は梅澤委員、第2回は松岡委員にご協力をお願いしたいと思っております。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いします。

(上村委員長)

以上をもちまして、本日の委員会はすべて終了となりますので、閉会とさせていただきます。スムーズな議事運営のご協力どうもありがとうございました。お疲れさまでした。